

鳥取県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	訪問介護事業所かもめ	境港市上道町2051	訪問介護	平成24年12月6日
〃	〃	訪問看護ステーションかもめ	〃	訪問看護	〃
医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	介護老人保健施設はまなす	西伯郡大山町田中1383	訪問リハビリテーション	平成24年11月1日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	デイサービス梨の郷	鳥取市雲山123-2	通所介護	平成25年1月1日
〃	〃	くれよんデイサービス	鳥取市松並町二丁目538-1	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	訪問介護事業所かもめ	境港市上道町2051	介護予防訪問介護	平成24年12月6日
〃	〃	訪問看護ステーションかもめ	〃	介護予防訪問看護	〃
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	デイサービス梨の郷	鳥取市雲山123-2	介護予防通所介護	平成25年1月1日